

第 795 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 8 年 3 月 10 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「クリーム及び粉乳類に係る特別緊急関税の発動について」 【資料 1】

（業務部 通関総括第 3 部門 山本統括審査官）

【議題 2】 「汎用申請活用のお願について」 【資料 2】

（業務部 山ノ井 首席通関業監督官）

【議題 3】 「日・バングラデシュ経済連携協定の署名について」 【資料 3】

【議題 4】 「令和 8 年度における特惠適用除外措置の対象国（トルコ）について」 【資料 4】

（業務部 江端 原産地調査官）

【議題 5】 「「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について」 【資料 5】

（業務部 土井 知的財産調査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 796 回通関協議会は、令和 8 年 4 月 14 日（火）11:00 の開催を予定しています。

場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

クリーム及び粉乳類に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2026 年 2 月 27 日)

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間、クリーム（同法別表第1の6の3の項）及び粉乳類（同法別表第1の6の4の項）に対する特別緊急関税が発動されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

《関税率について》

クリーム (関税暫定措置法 別表第1の6第3 項に定める物品)	0401. 40-190	21. 3%+635 円/kg	→ 28. 4%+846. 67 円/kg
	0401. 50-119		
	0401. 50-129	21. 3%+1, 199 円/kg	→ 28. 4%+1, 598. 67 円/kg
粉乳類 (関税暫定措置法 別表第1の6第4 項に定める物品)	0402. 10-129	暫定：36%+130 円/kg 協定：29. 8%+396 円/kg	→ 45. 9%+262 円/kg → 39. 7%+528 円/kg
	0402. 10-212	暫定：26%+130 円/kg	→ 26%+262 円/kg
	0402. 10-217	協定：396 円/kg	→ 528 円/kg
	0402. 10-229	暫定：26%+130 円/kg 協定：21. 3%+396 円/kg	→ 33. 1%+262 円/kg → 28. 4%+528 円/kg
	0402. 21-139	暫定：31%+210 円/kg 協定：25. 5%+612 円/kg	→ 39. 5%+414 円/kg → 34%+816 円/kg
	0402. 21-149	暫定：31%+210 円/kg 協定：25. 5%+1, 023 円/kg	→ 39. 5%+551 円/kg → 34%+1, 364 円/kg
	0402. 21-212	暫定：26%+130 円/kg	→ 26%+271. 67 円/kg
	0402. 21-217	協定：425 円/kg	→ 566. 67 円/kg
	0402. 21-229	暫定：26%+130 円/kg 協定：21. 3%+425 円/kg	→ 33. 1%+271. 67 円/kg → 28. 4%+566. 67 円/kg
	0402. 29-119	暫定：31%+210 円/kg 協定：25. 5%+612 円/kg	→ 39. 5%+414 円/kg → 34%+816 円/kg
	0402. 29-129	暫定：31%+210 円/kg 協定：25. 5%+1, 023 円/kg	→ 39. 5%+551 円/kg → 34%+1, 364 円/kg
0402. 29-291	暫定：36%+130 円/kg 協定：29. 8%+425 円/kg	→ 45. 9%+271. 67 円/kg → 39. 7%+566. 67 円/kg	

首席通関業監督官

汎用申請活用のお願

- ・届け出の提出は汎用申請もしくは通関業監督官部門窓口にておこなわれております。
- ・「控え」として必要とされ、届け出の書類を二部提出される場合、税関の受理印を押印した書類のお渡しは、今後、内容を確認後、お渡しが可能になりましたら、ご連絡を差し上げる形といたします。
- ・この機会に、汎用申請のご活用をご検討下さい。
汎用申請について、ご不明点がございましたら、通関業監督官までお問い合わせください。

汎用申請手続きの例

申請手続種別	届出種別	税関様式	届出事項(例)
T01	通関業許可申請事項等の変更届	B-1140	営業所の所在地変更
T02	従業者等の異動(変更)届	B-1180	従業者の新規従業
T06	通関士確認届	B-1320	通関士の確認

※NACCS 汎用申請は HYS

申請先税関官署は 2A

申請先部門は 00

記事欄には、通関業者名、ご担当者名、ご連絡先の記載をお願いします。

日・バングラデシュ経済連携協定の署名について

2月6日（金）に日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）への署名が行われました。

次ページ以降に協定の概要を添付しておりますのでご確認ください。

また、外務省ホームページには、協定本文が掲載されておりますことをご案内いたします。

外務省ホームページ「日・バングラデシュ経済連携協定の署名」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03290.html

原産地ポータル「日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の署名について」

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa_20260206.html

日・ Bangladesh 経済連携協定（概要）

令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

意義

◆ 潜在力溢れる成長市場

- ✓ 中印ASEANに囲まれた**要衝**であり、**魅力的な成長市場**である一方で、**日本企業のプレゼンスは他国に劣後**（Bangladeshにとって日本は輸出先11位、輸入先9位、対内直接投資13位）。他方、**日本はBangladesh最大の二国間援助供与国**で、**日本（政府）のプレゼンスは極めて高く**、これをレバレッジとして円滑なビジネス環境のための法的基盤を整備することが急務。

◆ 伝統的親日国、Bangladeshにとって初のEPA

- ✓ Bangladeshは**伝統的な親日国**。2023年4月、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げ。**Bangladeshにとって本協定は初の経済連携協定（EPA）**。
- ✓ 日本にとって**後発開発途上国（LDC）との最初の二国間EPA**であり、今後の**グローバルサウスとの通商交渉の拡大、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の実現、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」**の観点からも有益。

交渉の経緯

2022年12月
共同研究の立ち上げで一致

2023年4月～9月
3度の共同研究会合を実施

2023年12月
共同研究報告書の公表（EPA締結交渉の開始を提言）

2024年3月
交渉開始を決定

2024年5月～2025年9月
7回の交渉会合
（その後、実務協議を継続）

2025年12月
大筋合意を発表

主な成果

◆ ルールの整備

- ✓ 投資、電子商取引、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、競争、労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、政府調達の市場アクセスを相互に約束、電子商取引ではソースコード移転及びアクセス要求の禁止を規律、透明性、税関手続・貿易円滑化等では汚職・腐敗防止に関して規律、労働、透明性、国有企業等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。

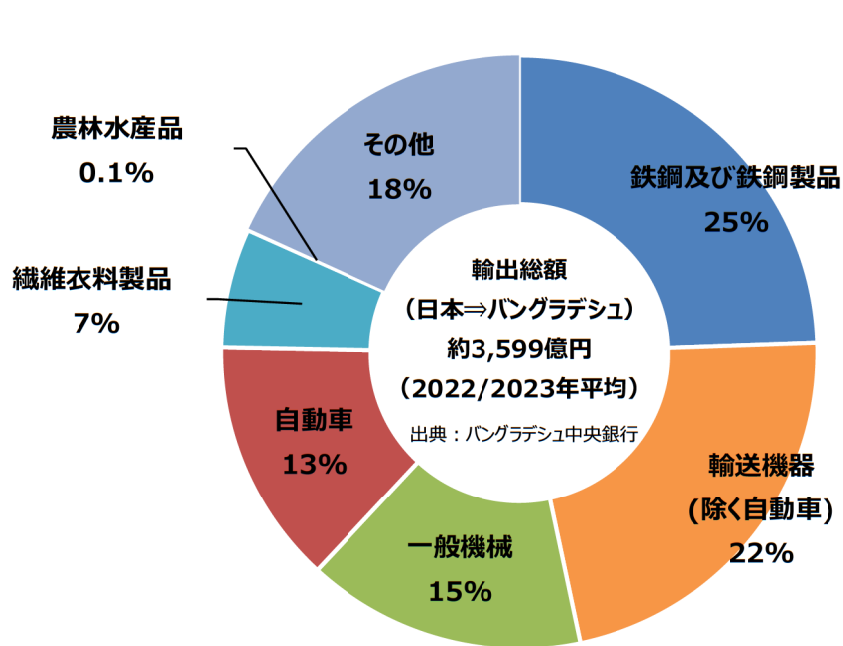
◆ 物品及びサービスの市場アクセスの改善

- ✓ **鉱工業品**では、高関税品の関税撤廃が進展。鉄鋼（最大56.6%関税）は約9割の品目で18年以内に撤廃。自動車部品は多くの品目（タイヤ、エンジンなど）で15年以内に撤廃。乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特惠待遇を確保。
- ✓ **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税削減・撤廃から除外としつつ、和牛肉、ぶり、たい、ほたて、りんご、ぶどう、緑茶、醤油等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、即時～18年以内の多くの関税撤廃を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、Bangladeshは、コンピュータ関連サービス、建設・エンジニアリングサービス、運送サービス等を含め、WTOの分類に基づく約150のサービス分野のうち約100の分野で自由化を約束（これまでは16分野のみ約束）。

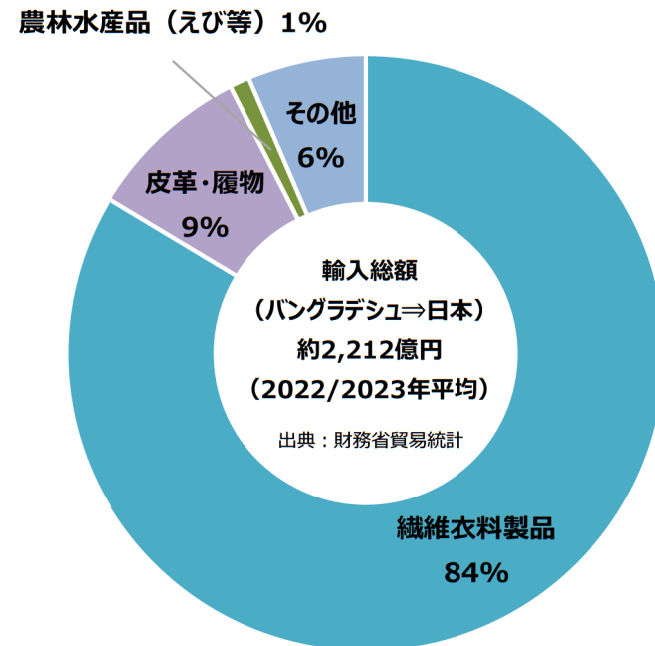
日・ Bangladesh 経済連携協定（概要）：物品市場アクセス

日・ Bangladesh 間の貿易構造

令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省



Bangladeshは日本からの輸入額の約83%を無税に



日本は Bangladeshからの輸入額の約91%を無税に

Bangladesh市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 高関税が課されている鉄鋼、自動車部品、織物、電子部品などを含む多くの品目で、即時～18年以内の関税撤廃
- 乗用車（完成車）は将来に亘り他国に劣後しない特恵待遇

【農林水産品】

- 和牛肉、水産物（ぶり、たい、ほたて）、青果（りんご、ぶどう等）、緑茶、醤油等について即時～18年以内の関税撤廃

日本市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 多くの品目で即時又は段階的撤廃
- 繊維製品への関税は即時撤廃（現行無税（LDC特恵税率））

【農林水産品】

- えび、かに、紅茶、香辛料等は即時撤廃（現行無税（LDC特恵税率））
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目は関税削減・撤廃から除外

日・バングラデシュ経済連携協定（概要）：ルール分野

令和8年（2026年）2月
外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

物品の貿易 <ul style="list-style-type: none">✓ 関税の撤廃又は削減、内国民待遇義務のほか、輸出入の制限、輸出補助金、輸出税、輸入許可手続等のルール、一時的な緊急措置（セーフガード措置）に係る手続的要件（発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等）等を規定。	自然人の移動 <ul style="list-style-type: none">✓ 商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在の許可並びにそのための要件及び手続に関するルール等を規定。	国有企業 <ul style="list-style-type: none">✓ 国有企業と民間企業との間の公正な競争条件の確保を目的として、国有企業の活動における商業的考慮、無差別待遇、情報交換等を規定。
原産地規則 <ul style="list-style-type: none">✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用。将来における輸入者・輸出者・生産者による自己申告制度の導入について定めつつ、我が国については効力発生時からの輸入者自己申告の実施を規定。	投資 <ul style="list-style-type: none">✓ 内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決等について規定。	ビジネス環境の整備 <ul style="list-style-type: none">✓ 両締約国の政府が関係団体とも連携・協力しつつ、ビジネス環境の整備に関する幅広い課題を解決するために取り組むこと等について規定。
税関手続及び貿易円滑化 <ul style="list-style-type: none">✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定、税関職員の汚職防止措置や苦情申立て制度等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。	電子商取引 <ul style="list-style-type: none">✓ 情報の電子的な手段による越境移転（データ・フリーフロー）、コンピューター関連設備の自国領域内への設置要求禁止、ソース・コードの移転及びアクセス要求禁止、消費者保護、個人情報保護等を規定。	労働 <ul style="list-style-type: none">✓ 労働における基本的な権利の尊重のほか、労働に関する法令が貿易・投資に対する偽装した制限となるべきでないことを認めること、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。
衛生植物検疫措置 <ul style="list-style-type: none">✓ 衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないよう、WTO・SPS協定の権利・義務の確認や衛生植物検疫措置に関する情報提供を通じた透明性の確保等について規定。	政府調達 <ul style="list-style-type: none">✓ 政府機関等が行う基準額以上の物品及びサービスの調達に関し、内国民待遇、各締約国の機関がとるべき詳細な調達手続及び透明性の確保、落札後の情報の開示や苦情申立て手続等について規定。	環境 <ul style="list-style-type: none">✓ 環境に関する法令を貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならないこと、保護水準の緩和等によって貿易・投資を推奨してはならないこと等を規定。
強制規格、任意規格及び適合性評価手続 <ul style="list-style-type: none">✓ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に対して不必要な障害をもたらすことのないよう、WTO・TBT協定の権利・義務の確認や透明性等について規定。	知的財産 <ul style="list-style-type: none">✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、植物新品種、開示されていない情報の保護等の知的財産を対象に、知的財産権の取得や行使（民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等）について規定。	透明性 <ul style="list-style-type: none">✓ 法令等の速やかな公開、照会手続、行政手続の透明性向上、行政上の行為の審査及び是正の手続の維持、腐敗防止措置等について規定。
サービスの貿易 <ul style="list-style-type: none">✓ 市場アクセス、内国民待遇及び最恵国待遇並びに規制及び措置の透明性の確保等の義務を規定。金融サービスに関する追加的なルールを規定。	競争 <ul style="list-style-type: none">✓ 自由で開かれた競争を促進するため、競争法及び競争当局の独立性の維持、競争法の執行における手続の公正な実施、競争当局間の協力及び消費者保護等について規定。	協力 <ul style="list-style-type: none">✓ 貿易・投資の自由化及びビジネス環境の整備を基本原則とし、想定される協力分野や協力に関する小委員会の設置を含む「協力」の在り方に関する原則的な事項等について規定。
	補助金 <ul style="list-style-type: none">✓ 市場歪曲の効果のある補助金の防止のため、両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼし得る補助金の禁止、特定のサービス補助金を含む補助金通報、協議手続等を規定。	紛争解決 <ul style="list-style-type: none">✓ 本協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決する際の協議、仲裁裁判所の設置等について規定。



税関
Japan Customs



本文へ | 文字
サイトマップ

現在位置: [ホーム](#) > 令和8年度において特惠適用除外措置の適用基準に該当する国・品目

ポスト

特惠適用除外措置の適用基準に該当する国・品目(令和8年度)

令和7年8月29日

1. 令和8年度において、現行の全面適用除外措置(全面卒業)の適用基準に新たに該当する国・地域があることから、令和8年度の特恵受益国・地域は次の別表に掲げる国・地域となる予定です。

(別表) [令和8年度の特恵受益国・地域一覧](#)

2. 令和8年度において、現行の部分適用除外措置(部分卒業)及び国別・品目別適用除外措置の適用基準に新たに該当する品目は無い予定です。

※令和6年度より継続して特惠適用除外措置を行う品目

[令和6年度において特惠適用除外措置の適用基準に該当する国・品目](#)

3. 特惠適用除外措置の適用基準については、下記をご確認下さい。

(参考) [特惠関税の卒業及び適用除外措置について](#)

4. 本措置については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

- 特惠適用除外措置に関する内容
財務省関税局関税課企画第2係
(代表)03-3581-4111(内線2496)
(直通)03-3581-4786

ポスト

特惠受益国及び地域一覧表（令和8年4月以降）
（129カ国・地域（LDC44カ国））

番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名
1	<u>アゼルバイジャン</u>	51	ジャマイカ	101	ベリーズ
2	<u>アフガニスタン</u>	52	ジョージア	102	ペルー
3	<u>アルジェリア</u>	53	シリア	103	ボスニア・ヘルツェゴビナ
4	<u>アルゼンチン</u>	54	ジンバブエ	104	ボツワナ
5	<u>アルバニア</u>	55	<u>スーダン</u>	105	ボリビア
6	<u>アルメニア</u>	56	<u>スリナム</u>	106	ホンジュラス
7	<u>アンゴラ</u>	57	スリランカ	107	マーシャル
8	<u>イエメン</u>	58	赤道ギニア	108	<u>マダガスカル</u>
9	<u>イラク</u>	59	<u>セネガル</u>	109	<u>マラウイ</u>
10	<u>イラン</u>	60	セルビア	110	<u>マリ</u>
11	<u>インド</u>	61	セントビンセント	111	ミクロネシア
12	<u>インドネシア</u>	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	南アフリカ共和国 *
13	<u>ウガンダ</u>	63	セントルシア	113	<u>ミャンマー</u>
14	<u>ウクライナ</u>	64	<u>ソマリア</u>	114	モーリシャス
15	<u>ウズベキスタン</u>	65	<u>ソロモン</u>	115	<u>モーリタニア</u>
16	<u>エクアドル</u>	66	タジキスタン	116	<u>モザンビーク</u>
17	<u>エジプト</u>	67	<u>タンザニア</u>	117	モルディブ
18	<u>エスワティニ</u>	68	<u>チャド</u>	118	モルドバ
19	<u>エチオピア</u>	69	<u>中央アフリカ</u>	119	モロッコ
20	<u>エリトリア</u>	70	チュニジア	120	モンゴル
21	<u>エルサルバドル</u>	71	<u>ツバル</u>	121	モンテネグロ
22	<u>ガーナ</u>	72	<u>トーゴ</u>	122	ヨルダン
23	<u>カーボベルデ</u>	73	トケラウ諸島地域	123	ヨルダン川西岸及びガザ地域
24	<u>ガイアナ</u>	74	ドミニカ	124	ラオス
25	<u>カザフスタン</u>	75	ドミニカ共和国	125	リビア
26	<u>ガボン</u>	76	トルクメニスタン	126	<u>リベリア</u>
27	<u>カメルーン</u>	77	トンガ	127	<u>ルワンダ</u>
28	<u>ガンビア</u>	78	ナイジェリア	128	<u>レソト</u>
29	<u>カンボジア</u>	79	ナミビア	129	レバノン
30	<u>北マケドニア</u>	80	ニウエ		
31	<u>ギニア</u>	81	ニカラグア		
32	<u>ギニアビサウ</u>	82	<u>ニジュール</u>		
33	<u>キューバ</u>	83	<u>ネパール</u>		
34	<u>キリバス</u>	84	<u>ハイチ</u>		
35	<u>キルギス</u>	85	パキスタン		
36	<u>グアテマラ</u>	86	バヌアツ		
37	<u>グレナダ</u>	87	パプアニューギニア		
38	<u>ケニア</u>	88	パラグアイ		
39	<u>コートジボワール</u>	89	<u>バングラデシュ</u>		
40	<u>コスタリカ</u>	90	<u>東ティモール</u>		
41	<u>コソボ</u>	91	<u>フィジー</u>		
42	<u>コモロ</u>	92	フィリピン *		
43	<u>コロンビア</u>	93	ブータン		
44	<u>コンゴ共和国</u>	94	<u>ブルキナファソ</u>		
45	<u>コンゴ民主共和国</u>	95	<u>ブルンジ</u>		
46	<u>サモア</u>	96	米領サモア地域		
47	<u>サントメ・プリンシペ</u>	97	ベトナム		
48	<u>ザンビア</u>	98	<u>ベナン</u>		
49	<u>シエラレオネ</u>	99	ベネズエラ		
50	<u>ジブチ</u>	100	ベラルーシ		

※アンダーラインは、「特別特惠（LDC特惠）受益国」であることを示す。

※*印は、その国・地域の原産品に対し、関税暫定措置法施行令第25条第4項に基づく特惠税率の一部適用除外があることを示す。

※令和8年4月以降の変更点として、「トルコ」が特惠適用除外措置(全面卒業)の適用基準に該当。

令和8年3月
横浜税関

関係者各位

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
税関では、安全・安心な社会の実現のため、不正薬物、銃器、テロ関連物資をはじめ、知的財産侵害物品の水際取締りも重要な役割として取り組んでいます。

今般、令和7年（1月～12月）の横浜税関における偽ブランド品など知的財産侵害物品の差止状況を公表するとともに、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、輸出入貨物に対する審査・貨物確認を強化することとしております。輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の水際取締りにご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間：令和8年3月11日（水）～3月17日（火）



公表資料は、税関ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome\(yokohama\)_R7.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome(yokohama)_R7.pdf)【問い合わせ先】
業務部知的財産調査官
045-212-6116

横浜税関 令和8年

知的財産侵害物品

取締強化期間

令和8年

3/11~

3/17

ニセモノを売らない！買わない！使わない！
ニセモノを売らない！買わない！使わない！

知的財産侵害物品は、
日本への持ち込みが禁止されています。

⚠ 知的財産侵害物品を使用することにより、予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。

個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から送付される
模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、
輸入できません！！

詳細はこちら↓



税関イメージキャラクター
カスタム君



税関では知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

通報先:税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

☎ 0120-461-961

横浜税関HP:<https://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供はこちら↓

